

第一八三回

参第一一号

国家公務員制度改革基本法の一部を改正する法律案

国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「五年」を「七年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国家公務員制度改革を引き続き着実に推進するため、国家公務員制度改革推進本部の設置期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。